

佐賀県規則第12号

佐賀県森林組合法施行細則の一部を改正する規則

佐賀県森林組合法施行細則（平成23年佐賀県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（申請、申立て、請求、届出及び報告の様式）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる申請、申立て、請求、届出及び報告の様式は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(6)・(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9)～(12) 略</p> <p>(13) 法第80条第2項後段（法第61条第3項、第80条第5項、第83条第3項、第84条第3項（<u>第108条の3第2項において準用す</u></p>	<p>（申請、申立て、請求、届出及び報告の様式）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる申請、申立て、請求、届出及び報告の様式は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(2)の2 法第10条第4項の規定による信託規程の変更の届出様式第2号の2</u></p> <p>(3)～(5) 略</p> <p><u>(5)の2 法第19条第4項の規定による共済規程の変更の届出様式第13号の2</u></p> <p>(6)・(7) 略</p> <p><u>(7)の2 法第24条第4項の規定による林地処分事業実施規程の変更の届出 様式第15号の2</u></p> <p>(8) 略</p> <p><u>(8)の2 法第26条の3第1項に規定する森林経営規程の承認の申請 様式第16号の2</u></p> <p><u>(8)の3 法第26条の3第3項に規定する森林経営規程の変更又は廃止の承認の申請 様式第16号の3</u></p> <p><u>(8)の4 法第26条の3第4項の規定による森林経営規程の変更の届出 様式第16号の4</u></p> <p>(9)～(12) 略</p> <p>(13) 法第80条第2項後段（法第61条第3項（<u>法第100条第2項において準用する場合を含む。</u>）、第80条第5項、第83条第3項（<u>法</u></p>

改正前	改正後
<p>る場合を含む。)及び第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定による認可に関する証明の請求 様式第21号</p> <p>(14)～(19) 略</p> <p>(20)・(21) 略</p>	<p><u>第100条第4項において準用する場合を含む。)</u>、第84条第3項(<u>法第100条第4項において準用する場合を含む。)</u>、<u>第100条第3項及び第100条の8第2項(法第100条の18及び第100条の24において準用する場合を含む。)</u>において準用する場合を含む。)の規定による認可に関する証明の請求 様式第21号</p> <p>(14)～(19) 略</p> <p><u>(19)の2 法第100条の8第1項に規定する株式会社への組織変更の認可の申請 様式第28号の2</u></p> <p><u>(19)の3 法第100条の16に規定する合同会社への組織変更の認可の申請 様式第28号の3</u></p> <p>(20)・(21) 略</p>

様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第2号の2（第2条関係）

年 月 日

佐賀県知事 様

所在地
組合名
代表者氏名

印

信託規程変更届出書

森林組合法第10条第4項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 信託規程（変更後のもの）
- 3 信託規程の変更部分に係る新旧対照表
- 4 変更についての議決をした総会（総代会）の議事録の謄本又は抄本
- 5 その他参考となるべき事項を記載した書類

様式第13号の次に次の1様式を加える。

様式第13号の2（第2条関係）

年 月 日

佐賀県知事 様

所在地
組合名
代表者氏名

印

共済規程変更届出書

森林組合法第19条第4項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 共済規程（変更後のもの）
- 3 共済規程の変更部分に係る新旧対照表
- 4 変更についての議決をした総会（総代会）の議事録の謄本又は抄本
- 5 その他参考となるべき事項を記載した書類

様式第15号の次に次の1様式を加える。

様式第15号の2（第2条関係）

年 月 日

佐賀県知事 様

所在地
組合名
代表者氏名

印

林地処分事業実施規程変更届出書

森林組合法第24条第4項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 林地処分事業実施規程（変更後のもの）
- 3 林地処分事業実施規程の変更部分に係る新旧対照表
- 4 変更についての議決をした総会（総代会）の議事録の謄本又は抄本
- 5 その他参考となるべき事項を記載した書類

様式第16号の次に次の3様式を加える。

佐賀県知事 様

所在地

組合名

代表者氏名

印

合併に伴う申請の場合は、設立委員会の事務所の所在地及び名称並びに設立委員長の氏名

森林経営規程承認申請書

森林組合法第26条の3第1項の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 森林経営規程
- 3 森林経営規程について議決をした総会（総代会）の議事録の謄本又は抄本
- 4 森林組合法（以下「法」という。）第26条第1項に規定する同意を得たことを証する書面
- 5 法第26条の2第2項に規定する手続を経たことを証する書面
- 6 総組合員の6分の1以上の組合員が森林経営事業に反対の意思の通知を行っていないことを証する書面
- 7 その他参考となるべき事項を記載した書類

注1 4に掲げる書類は、法第26条第1項に規定する組合員の同意を得た場合に限り、添付すること。

2 5及び6に掲げる書類は、法第26条の2第1項に規定する議決を経た場合に限り、添付すること。

佐賀県知事 様

所在地
組合名
代表者氏名

印

森林経営規程変更（廃止）承認申請書

森林組合法第26条の3第3項の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 森林経営規程（変更の場合にあっては、変更後のもの）
- 3 森林経営規程の変更部分に係る新旧対照表
- 4 変更（廃止）についての議決をした総会（総代会）の議事録の謄本又は抄本
- 5 森林組合法（以下「法」という。）第26条第1項に規定する同意を得たことを証する書面
- 6 法第26条の2第2項に規定する手続を経たことを証する書面
- 7 総組合員の6分の1以上の組合員が森林経営事業に反対の意思の通知を行っていないことを証する書面
- 8 その他参考となるべき事項を記載した書類

注 次に掲げる書面は、それぞれ次に定める場合に限り、添付すること。

- 1 3に掲げる書面 森林経営規程の変更を行う場合
- 2 5に掲げる書面 森林経営規程の変更を行うにあたり法第26条第1項に規定する組合員の同意を得た場合
- 3 6及び7に掲げる書面 森林経営規程の変更を行うにあたり法第26条の2第1項に規定する議決を経た場合

様式第16号の4（第2条関係）

年 月 日

佐賀県知事 様

所在地
組合名
代表者氏名

印

森林経営規程変更届出書

森林組合法第26条の3第4項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 森林経営規程（変更後のもの）
- 3 森林経営規程の変更部分に係る新旧対照表
- 4 変更についての議決をした総会（総代会）の議事録の謄本又は抄本
- 5 その他参考となるべき事項を記載した書類

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線部分である。

改正前	改正後
様式第21号（第2条関係） 略 設立（定款変更・解散の決議・合併・ <u>権利義務の承継</u> ）の認可に関する証明を請求します。 略	様式第21号（第2条関係） 略 設立（定款変更・解散の決議・合併・ <u>組織変更</u> ）の認可に関する証明を請求します。 略

様式第28号の次に次の2様式を加える。

様式第28号の2（第2条関係）

年 月 日

佐賀県知事 様

所在地
組合名
代表者氏名

印

株式会社への組織変更認可申請書

森林組合法第100条の8第1項の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

（添付書類）

- 1 組織変更計画
- 2 組織変更決議時の財務諸表（財産目録、貸借対照表、損益計算書）
- 3 組織変更について議決をした総会の議事録の謄本又は抄本
- 4 組織変更後の株式会社の定款（会社法第30条第1項の公証人の認証を受けたもの）
- 5 森林組合法第100条の3第6項において準用する同法第66条第2項又は第3項及び同法第67条第2項の規定による手続を経たことを証する書面
- 6 その他参考となるべき事項を記載した書類

様式第28号の3（第2条関係）

年 月 日

佐賀県知事 様

所在地
組合名
代表者氏名

印

合同会社への組織変更認可申請書

森林組合法第100条の16の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

（添付書類）

- 1 組織変更計画
- 2 組織変更決議時の財務諸表（財産目録、貸借対照表、損益計算書）
- 3 組織変更について議決をした総会の議事録の謄本又は抄本
- 4 組織変更後の合同会社の定款
- 5 森林組合法第100条の18において準用する同法第66条第2項又は第3項及び同法第67条第2項の規定による手続を経たことを証する書面
- 6 その他参考となるべき事項を記載した書類

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。